

雲南市補助金等の見直し指針



雲南市行財政改革推進本部

平成19年 1月

目 次

1. はじめに	2
2. 補助金の定義	3
3. 現状と課題	3
(1) 雲南市と近隣の状況	
(2) 課題	
4. 補助金の見直し方針	4
(1) 見直しの視点	
(2) 補助金交付要綱等について	
5. 補助金交付基準と見直し作業について	5
(1) 補助金交付基準	
(2) 見直し作業	
6. 将来における補助金のあり方	7
(1) 住民参加による補助金制度と情報公開	
7. おわりに	8
8. 資料	
(1) 補助金等調査票 (別紙資料1)	9
(2) 補助金評価シート (別紙資料2)	11
(3) 補助金評価における類型のイメージ図 (別紙資料3)	13
(4) 雲南市における補助金の現況 (参考資料4)	14
(5) 「雲南市補助金等の見直し指針」の概要 (参考資料5) ..	16

1. はじめに

補助金は、公益上必要な事業・研究等を助長するために重要な施策遂行手段であることは言うまでもありません。公益的な事業を新規実施する際、補助金は有効な手段となります。また、補助金により事業実施した方が、住民参加の面からも効果的あるいは効率的な場合も数多くあります。

しかしながら、現状は国・地方ともに厳しい財政状況の中にあり、国の指針（参考1）あるいは雲南市集成改革プラン（参考2）等にもあるように、早期の見直しを求めています。また、雲南市は新市建設計画における財政計画の中で、補助金の整理統合を掲げ、合併時は2,985百万円（H16決算見込み）であった補助費（一部事務組合を除く）を平成26年度には2,190百万円（27%減）にすることを目標にしています。（財政事情のみならず、合併に伴う補助金の整理統合の必要性を数値に表しています。）

今回、補助金の持つ重要性または必要性をふまえながらも、雲南市における行政改革の一環として、補助金等について下記の事項を重点項目とし見直しを行うものです。

行政関与のあり方からの見直し

市町村合併による不均衡是正

財政計画との整合性

他団体との格差についての検証

補助金の交付決定・評価方法のルール化

情報公開及び審査機関の設置

（参考1）

地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針（H17.3.29 総務省）抜粋

補助金等の整理合理化

様々な団体等に対する補助金等については、行政として対応すべき必要性、費用対効果、経費負担のあり方等について検証し、整理合理化を推進すること。

終期の設定やPDCAサイクルに則った不断の見直しなど、住民等に対する説明責任を果たしながら計画的に廃止・縮減すること。

PDCAサイクル…マネジメントサイクルの1つで、Plan(計画)、Do(実行)、Check(評価)、Act(改善)のプロセスを順に実施し、Act(改善)を次のPlan(計画)に結び付け、らせん状に維持・向上を推進するマネジメント手法。

（参考2）

雲南市集成改革大綱に基づく集中改革プラン（H18.3 雲南市）抜粋

改革重点項目：財政運営の見直し

《歳出》事務事業（補助金等含む）の整理統合

目標：平成 18 年度において総合計画の施策体系に基づく事務事業の整理統合を検討し、プラス効果が出せるような工夫をする。

補助金支出の仕組みを構築する。

平成 19 年度から実施し、行政評価による見直しを行う。

2．補助金等の定義

今回の「雲南市補助金等の見直し指針」作成にあたっては、補助金及び補助金に類する負担金・交付金もこの見直しの対象にすることとします。賃金・委託費等の物件費であっても、補助金的要素を持つものについては含めて考えます。

ただし、一部事務組合負担金については、他の公共団体との関係もあることから、今回は見直しの対象としないこととします。

- ・負担金 法令等に基づく特定の事業について、市が当該事業から特定の利益を受けることに対して一定の金額を支出するもの
- ・補助金 特定の事業、研究等を育成あるいは助長するため、公益上必要があると認めた場合に対価なく支出するもの
- ・交付金 本来は市が行う事務を委託又は代行する場合に、報償として交付されるもの
- ・補助金の代わりに物件費で支出されているもの（補助金的な賃金・委託料等）

3．現状と課題

(1) 雲南市と近隣の状況

雲南市の平成 16 年度における補助費の実績は次のとおりです（図 1）。補助の内容は、各種団体への補助金から市民個人への補助金まで、様々なものがまちづくりをはじめとする事業に活用されています。なお、補助費とは行政経費の分類区分で、補助金以外の補助的経費も含むため、実際の補助金総額より多少大きくなります。

地方公共団体によって事情が異なり単純に比較することはできませんが、他の団体と本市の数値を比較した場合、それらの諸事情を差し引いても本市の補助金支出額は大きいと言えます。

（図 1）財政計画や近隣の市町村の実績

単位：百万円

	H15		H16		H17		H18		H19		H22	
	決算額	比率	決算額	比率	決算額	比率	財政計画	比率	財政計画	比率	財政計画	比率
雲南市 歳出合計	34,836		37,645		30,465		29,881		27,708		23,962	
内 補助費	2,918	8.4%	3,060	8.1%	2,502	8.2%	2,370	7.9%	2,198	7.9%	1,921	8.0%
島根県市町村 歳出合計	436,787		447,401									
内 補助費	28,901	6.6%	29,837	6.7%								
全国市町村 歳出合計	51,556,406		50,957,459									
内 補助費	3,464,762	6.7%	3,407,941	6.7%								

決算数値は普通会計「内 補助費」は一部事務組合負担金を除く

単位：百万円

	松江市	浜田市	出雲市	益田市	大田市	安来市	江津市	雲南市
H16歳出合計	99,880	19,125	72,392	25,902	15,756	27,321	14,690	37,645
内 補助費	4,892	943	4,385	1,642	1,625	1,548	640	3,060
内 補助費の割合	4.9%	4.9%	6.1%	6.3%	10.3%	5.7%	4.4%	8.1%

決算数値は普通会計「内 補助費」は一部事務組合負担金を除く

(2) 課題

財政計画に沿った補助金交付や合併に伴う制度調整は重要なことですが、これ以外にも補助金が抱える課題があります。主なものは次のとおりです。補助金の財源は貴重な市民の税金であり、その有効活用を図る上でも早期の解決が必要です。

交付根拠の不透明性

補助金は公益上必要なものとして交付しているが、統一した交付基準がないため補助金により判断が異なり、交付の根拠が不透明になりがちである。

補助金交付の長期化・既得権化

補助金は、社会情勢の変化に伴い、その目的や内容について随時見直しが必要であるが、一度補助メニューが出来上がると見直しがなされにくく、長期化・既得権化しがちである。

交付団体の自立の阻害

団体運営補助については、団体が補助金へ依存し、自らの手で自主的に運営を行うことが阻害されているおそれがある。

地方自治体の財政事情が厳しさを増す中で、補助金総額の縮減を図るとともに、下記に留意しながら、こうした課題を解決していく必要があります。

- ・ 行政の責任分野、経費負担のあり方、効果等の精査
- ・ 要綱等における交付目的の明確化、交付基準の適正化による補助金の安易な交付の抑制
- ・ 補助金交付状況の情報公開
- ・ 補助期間の終期設定による補助金の固定化及び既得権化の抑制
- ・ 交付団体等における収入の見直し

4. 補助金の見直し方針

先に述べたとおり、補助金は行政サービス向上や住民要望の対応により変化していく必要があります。市の財政状況が厳しい中で、補助制度の新設を可能にするためにも補助金は必要最小限とし、ある程度の期間で補助金を必要としない自主的な取組へ移行して制度の確立が必要です。

また、平成19年度予算編成から、限られた財源の中で事業間調整を行う施策枠配分

予算の導入が予定されていることから、施策の重要性を勘案し、優先度を見極めた上で現在ある補助金は積極的に整理・統合していく基本的な認識が必要です。

今回の補助金の見直しでは、各施策における補助金の占める役割が大きいことから、補助金の一律的な削減等を行わず、各種の事業間で重要度や優先度により上記の基本認識を踏まえた上で、後で述べる「補助金等調査票と補助金評価シート」を活用し予算配分を検討するものとします。

また、平成 18 年度雲南市当初予算における補助金の現況（参考資料 4）により補助金の件数及び金額、補助要綱等の設置状況、施策別予算内訳を見直しの参考として提示します。

（１）見直しの視点

- ・ 事業内容の視点 行政関与、事業の収益性、受益の範囲、政策的関与からの事業の評価により評価が低い補助金の削減
- ・ 財政的視点 恒常的な補助金、目標達成済と認められる補助金、統廃合が必要な補助金の削減
- ・ 透明性の視点 補助制度の新設、運営、廃止についてのルール化、情報公開、住民参加

（２）補助金交付要綱等について

雲南市における補助金は合併前の町村から引き継いだ補助金等が多く見受けられ、当該事業ごとの補助金交付要綱等（規則・要綱・その他）が整備されていないものも存在します。補助制度の公平性や市民全体への周知の面からも早期整備が必要です。合併後の制度調整のため整備が遅れることも想定されますが、現在交付要綱等が未整備な補助金については、遅くとも平成 18 年度末には整備を完了するものとします。

全ての交付要綱等についても、平成 19 年度中に「見直しの視点」に基づき再度見直しを行い、後述する補助金交付基準に従い改正することとします。

なお、全ての交付要綱等には終期を設定することとし、平成 18 年度新規整備分（平成 19 年度施行）及び平成 19 年度見直し分、共に有効期間を原則 3 年（平成 22 年 3 月 31 日まで）とします。これにより、3 年毎の補助金制度見直しを実施し、時代に即した補助金制度になることが期待されます。

５．補助金交付基準と見直し作業について

補助金の交付基準を定めるにあたっては、補助金には行政関与の度合、補助対象事業におけるその他の財源、受益者の違い、行政の政策的な意図などの多様な要素を含んでいるため、補助金の画一的なルール化は非常に困難です。そこで、今回示す補助金等交付基準では、一般的な補助金交付についての基本となる項目を定めるものです。

(1) 補助金交付基準

基本的な基準

- ・ 法令、雲南市補助金等交付規則及び当該補助要綱に沿った事務手続きを行う。
- ・ 補助金の透明性の観点から交付要綱等を定め、要綱の終期は3年とする。
- ・ 継続の場合は制度の見直しを行う。
- ・ 予算枠に配慮し、財政状況に応じた補助金交付を行う。
- ・ 補助金交付先の会計処理状況、補助対象と対象外の的確な把握を行う。
- ・ 補助金は予算の範囲内とし単年度精算とする。翌年度事業に充てることは認められない。補助金は当該年度中の精算を基本とし、必ず行う。
- ・ イベントなどの類似補助金の調整、あるいは類似団体への補助金の調整・統合・廃止を平成19年度中に完了する。
- ・ 補助金の交付によらない、「場所提供」や「規制緩和」などの補助内容への切り替えを検討する。

行政関与の基準

- ・ 補助金の交付目的に適合していること。
- ・ 本来行政が行うべき事業は交付金扱いとし、予算上で区分する。
- ・ 補助の割合は、法令に基づくもの以外は1割から5割の範囲とし、5割を超える高率の補助金は補助率の引き下げを行う。
- ・ 30万円以下の小額補助金については原則整理統合を行う。
- ・ 法令に基づく義務負担以上の上乗せ補助は原則廃止する。
- ・ 飲食費や親睦費などの運営費部分に係る補助金は廃止する。

事業の収益性の基準

- ・ 受益者の会費等が必要なものは、適正な金額を徴収すること。
- ・ 事業が将来を含め収益を伴うものは、年次的な補助金の縮減廃止を行う等、補助金からの自立が可能となる制度へ改める。
- ・ 補助対象者の自立を促すためにも、所得や経営状況などによる交付制限を設ける。
- ・ 試験、実証的な事業を対象とした補助金は原則3年を限度とし、補助要綱の継続を行わない。

受益者範囲の基準

- ・ 特定の個人（法人）への所得補償等補助金は原則廃止する。
- ・ 受益者の範囲は雲南市全域を対象となるように努め、特別な事情がない限り範囲の制限を行わない。

政策的関与の基準

- ・ 政策的要素が大きい臨時的な補助金は、事業効果への即効性も勘案し、基本的に単年度補助とする。
- ・ 事業目標が達成されたもの、事業効果が認められないものは終期を待たず直ちに廃止する。

(2) 見直し作業

補助金等調査票（別紙資料1）により事業を把握し、次に補助金評価シート（別紙資料2）により個別の補助金の性質等を異なる角度（行政関与、事業の収益性、受益の範囲、政策的関与）から分類を行います。補助金の種類は多様であり、本来は比較が難しい事項を一定の分類項目で区分し、それぞれの補助金の持つ性質の傾向をグラフ化するものです。これらの結果を参考にし、「補助金の見直し方針」及び「補助金交付基準」による見直し作業を行います。

6. 将来における補助金のあり方

(1) 住民参加による補助金制度と情報公開

補助金が効果あるものとなるには、PDCA サイクル（計画→実行→評価→改善）の確立が必要ですが、これには市民の意見が反映されることが重要です。補助金制度の新設や変更は市民の要望に沿ったものであることが必要であり、補助金の成果についても市民に公開される必要があります。補助金制度の情報公開により、市民間での公平性の確保、あるいは本来の事業効果が得られます。常に情報公開を意識した補助金制度の運営が必要です。

今回の交付基準の作成にあたり、市民参加の方法はいろいろありますが、一つの案を示すこととします。今後は市民との話し合いによる制度確立が必要となります。

補助金の新設（計画）

補助金の新設は市民参加が重要で、住民と行政による協議機関が必要と思われます。協議機関では、補助金交付基準に適合することを確認した上で、補助金の必要性を判断することとします。しかしながら、市の財政問題など解決しなければならない事項も数多くあり、市の担当部局での更なる検討が必要です。

住民周知と制度実施（実行）

市は補助制度を実施するにあたっては、市民への十分な周知が必要です。また、制度実施中も市民の意見により良い制度に改めていく必要があります。成果については公表を行い市民意見の更なる収集に努める必要があります。

補助金の評価（評価）

補助金は、基本的に３年間で必ず政策評価に基づき廃止を含めた審査・見直しを行うこととします。また、３年間の中途においても見直しの可能性があります。

補助金は多種多様であり、市民主体で補助金の審査を行った場合は、利害関係の発生が予想されます。審査・見直しは市で設置する審査機関で行います。

補助金の見直し（改善）

審査結果については、住民と行政による協議機関に報告し承認を受けることとします。また、議会へは予算審議等を通じて審議する方式が適していると思われます。

補助金の見直しを行った後は、再びＰＤＣＡサイクルにより事業実施されることとなります。

７．おわりに

補助金は、この「雲南市補助金等の見直し指針」の冒頭にあるように、行政の政策達成のために重要であり、市民との協働によるまちづくりにふさわしい施策遂行手段となります。『緊急を要する事業等に市が軌道に乗るまでの援助を行い、最終的には市民の自主的な活動に任せる』。このような補助金制度を創りあげることが理想となります。財政運営が難しい中で補助金の長所を活用した施策遂行を求めるものです。

なお、この「雲南市補助金等の見直し指針の概要」(参考資料５)を添付します。

別紙資料 1

補助金等調査票(チェックシート)

所属: _____

補 助 金 名 称											
根拠 (○印)	法令・条例・規則・要綱等										
	予算措置によるもの										
財 源 (あるものに○印)	国		県		他		市		交付開始年度		年度
補助の目的及び内容											
近隣自治体の状況	自治体名							交付金額	千円		
	自治体名							交付金額	千円		
	自治体名							交付金額	千円		
	自治体名							交付金額	千円		

条例・規則・要綱等があるものは、必ず添付してください。

1. 合规正の検証

(1) 補助形態について											
	事業補助		運営補助		建設補助		混合		選別は可能か		
									可	不可	
	人件費の有無		千円								
(2) 補助対象経費は規則・交付要綱等により何らかの規定があるか											
あり			どのような文言か								
			十分な文言か	十分である		不十分である					
			理由								
なし			理由								
			金額算定根拠								
(3) 補助対象経費に対して、補助割合(補助率)はあるか											
定率補助か			補助率	%							
			「補助率」の考え方								
定額補助か			単価								
			算定方法								
その他		内容									
(4) 実績報告書は受領・評価しているか											
実施			何を受領								
			どのようにチェックを								
未実施			その理由								
			今後の方針								
(5) 補助金交付の効果の検証は行っているか											
実施			何を検証?								
			どのようにチェックを								
未実施			その理由								
			今後の方針								

2. 有効性・効率性の検証

(1) 補助の直接の対象は、特定の市民・団体か？それとも市民・団体一般か？						
	限定された市民・団体		市民・団体一般		その他	
(2) 補助事業の最終的な受益者の範囲の広さは						
	限定された市民・団体		市民・団体一般		その他	
(3) 公益性の高い事業に対する補助金か						
	極めて高い		高い		それほど高くない	
そのように判断した理由						
(4) 近年の補助件数等の実績はどうか						
	年度	件	千円	意見		
	年度	件	千円	意見		
	年度	件	千円	意見		
(5) 社会情勢又は経済情勢などの変遷とともに、助成対象の目的と施策の目的とにずれが生じていないか						
(6) 補助金交付を中止した場合の影響として、具体的に何が問題となるか						
(7) 補助金の統廃合が可能か。できない場合はその問題となるものは何か						
(8) 補助金交付等の事務は、必要最小限の業務を効率的に行っているか						
	本来業務のみ		交付先事務の一部も		交付先事務全般	

評価シート記載上の注意

評価項目選定の注意

行政が関与すべきもの(法律、条例等に基づく事業)

ここでいう行政関与の基準は、すべきかすべきでないかという政策的な判断をするものではない。

- 本来行政が実施すべき業務を代行しているもの
(経営指導、普及啓発活動など本来行政がすべき業務があるとき)
- 法律等に定のあるもののほか義務的に負担を要するもの
(起債事業、派遣職員の人件費など必須の負担を要する経費があるとき)
- 市からの受託業務にかかるもの
(市が業務を委託した事業で、市の行政需要に応えるもの)
- その他のもの
(上記以外のもの。通常の補助金はこの項目に該当する)

補助金以外の収入のあるもの

実施事業の収益性を判断するものであり、将来収益が見込まれるものを含む。

- 補助金以外の収入がある
(売上げがあるもの、公演などのチケット売上げがある場合も含む)
- 受益者負担があるもの
(事業実施主体の構成員等が負担するもの、事業への参加者が負担する場合を含む)
- その他受託業務がある
(補助金以外に当該実施事業以外の事業について、市、他の公共団体又はその他の団体等からの補助金、委託料等がある場合)
- 補助金以外に収入がない

受益者の範囲

補助金の受益者が特定されるか特定できないか、また、特定される場合は何れに該当するかを判断する。補助事業をとおして間接的な受益者を考慮するものではない。

- 不特定の判定(次の何れにも該当しないとき)
 - ・ 施設の維持管理にかかるもの
 - ・ イベント開催に関するもの
- 特定される場合
 - ・ 団体の育成に関するもの
 - ・ 受益者が個人又は小規模団体にかかるもの
 - ・ 人件費にかかるもの

イベント開催に係るものは不特定の場合に判定する。
この場合の評価基準(B)は、補助金の最終的な受益者により分類する必要があり、祭などイベント内容が直接住民等に及ぶ場合は「不特定住民」を選択し、イベントをひとつの手段として団体に受益が及ぶ場合は「受益者限定」を選択する。
補助金そのものの受益が団体、個人等に及ぶ場合の受益者の範囲は、「特定される場合」を選択する。

政策的な関与の範囲

事業の内容について記載するものであり、漠然とした福祉、社会教育のような行政需要の分野をいうものではなく、行政が意識的に行わないと実施が困難なものの指標をいう。

- 経営支援又は経営補助に関するもの
(農林業者、商業者等の経営支援や経営指導にかかるもの)
- 活動補助に関するもの
(団体、組織、施設等の活動にかかるもの)
- 経済的効果が大きいもの(市全体に及ぼす影響の考慮)
(特定の企業、経済団体等が実施する事業に対して行う補助で、雇用対策のほか市に及ぼす経済効果があるもの)
- 環境への影響が大きいもの
(個人、企業、団体等が実施する環境負荷の低減にかかる事業に対するもの)
- 文化財、文化振興に関するもの(団体育成を除く)
(文化団体に対する補助ではなく、市が実施する文化事業を受託する場合のほか、文化財保護に関し実施するもの)
- 特産開発に関するもの
(団体等が行う特産開発にかかる事業で、経営支援にかかるものは除くこととし、重複の選定はできない)
- その他のもの(具体的に記載する)

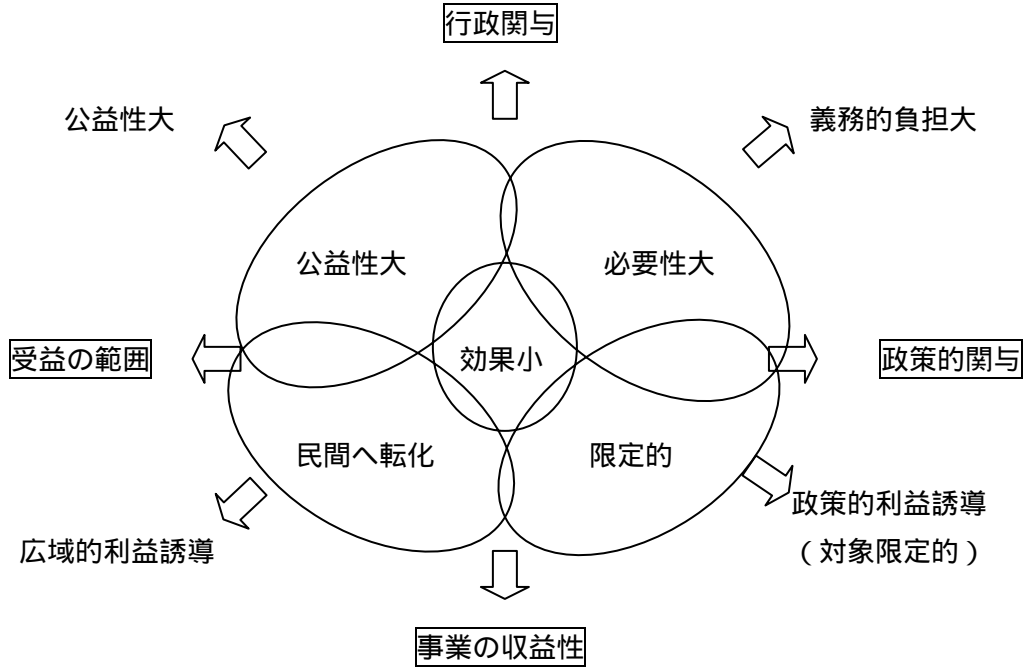
評価項目は、 . . . について最大2項目選定できることとしているが、いかなる行政需要に基づくものかを厳正に選択するものとし、評価を上げるための選択は行ってはならない。

安易に評価が高ければ継続し、低ければ廃止をするものではなく、補助金を性質ごとに分類し補助金としての的確性効果等を判断する材料となるものである。

この評価シートは、補助金の効果を上げることを目的とするものではない。その効果を適格に判断し、制度の見直し、廃止する等の判断に資するものであって、継続する場合又は見直しをする場合は、明確かつ明快な目的及び理由を必ず記載すること。

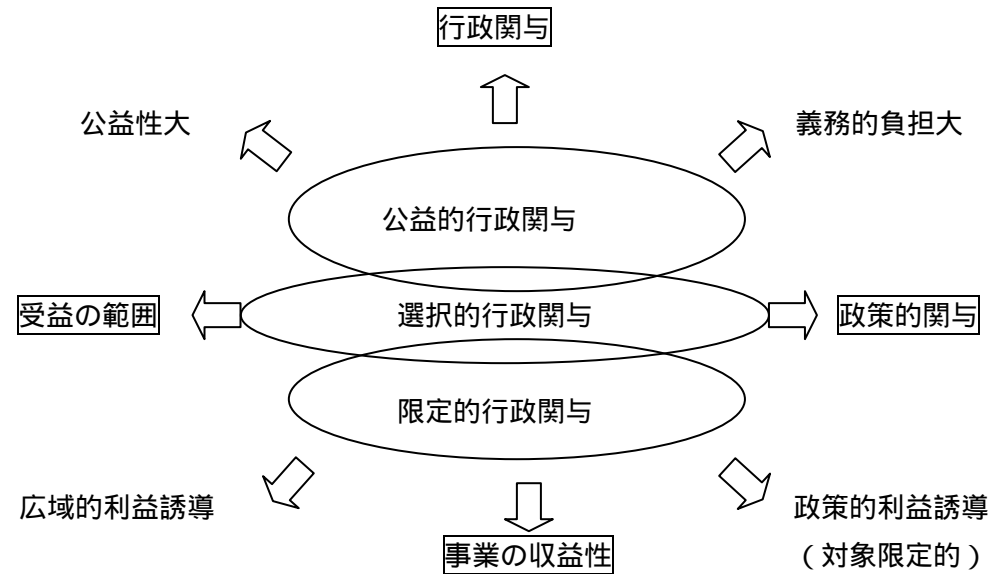
別紙資料 3

類型のイメージ（効果の性質的分類）



類型のイメージ（行政関与の対象分類）

民間
公益性が高く、利益が広域的又は限定的であり、かつ、政策的な関与の少ないものは、民間においてなされる事業に該当



参考資料 4

雲南市における補助金の現況（平成 18 年度当初予算）

（ 1 ）補助金全体（単位：千円）

会 計	件 数	補助金額
一般会計	2 7 5	1 , 7 1 3 , 6 5 3
特別会計	1 0	8 , 8 3 0
計	2 8 5	1 , 7 2 2 , 4 8 3

（ 2 ）一般会計の補助金額別内訳（単位：千円）

区 分	件 数	件数割合	補助金額
10 万円未満	2 7	9 . 8	1 , 1 5 1
10 ～ 20 万円未満	3 7	1 3 . 5	5 , 6 8 7
20 ～ 30 万円未満	3 0	1 0 . 9	7 , 2 9 7
30 ～ 40 万円未満	2 0	7 . 3	6 , 6 4 1
40 ～ 50 万円未満	1 2	4 . 4	5 , 2 5 4
50 ～ 100 万円未満	3 8	1 3 . 8	2 6 , 4 5 7
100 ～ 500 万円未満	7 1	2 5 . 8	1 5 0 , 0 9 7
500 ～ 1,000 万円未満	1 5	5 . 4	9 7 , 8 6 3
1,000 万円～	2 5	9 . 1	1 , 4 1 3 , 2 0 6
計	2 7 5	1 0 0 . 0	1 , 7 1 3 , 6 5 3

（ 3 ）一般会計の施策別予算内訳（単位：千円）

政策の柱	基本施策	件数	補助金額
協働による 自治	地域を担う人材の育成・確保	2	1 , 4 4 0
	市民活動の充実	6	1 1 5 , 7 6 7
	地域の宝を活かした市民と行政の協働	2 2	1 5 , 0 6 4
定住環境の 充実	都市基盤の整備	1	9 0 0
	自然環境の保全	2	4 , 8 8 0
	地域情報化の推進	1	2 , 5 0 0
	道路・交通の整備	3	3 , 9 8 8
	生活環境の充実	3	1 , 6 2 2
	消防・防災・安全対策の充実	7	1 6 , 1 3 6

安心生活の創造	安心して子育ての出来る支えあいのあるまちづくり	1 1	1 7 , 6 5 0
	保健・医療・福祉の充実	6	4 8 , 6 7 1
	高齢者が健康で生きがいをもって暮らせるまちづくり	5	7 7 , 7 1 7
	障害者が自立した生活出来るやさしいまちづくり	7	1 9 , 3 8 8
	地域の中でお互いに支えあい、安全安心な生活ができる環境づくり	1 0	2 0 0 , 7 5 4
人が輝く教育・文化	学校教育の充実	3 0	1 0 7 , 8 3 5
	幼児教育の充実	1	3 3 4
	国際化への対応	8	4 , 4 6 0
	生涯学習の推進	4 1	4 5 , 2 0 4
	人権の尊重	5	3 , 5 7 5
	文化・スポーツの振興	3 2	2 4 , 2 0 3
ふるさと産業の創出	工業の振興	1	6 , 0 0 0
	新産業の創出	0	0
	就労の場の創出	1	4 0 0
	農林業の振興	5 6	9 0 4 , 5 7 0
	観光の振興	6	2 6 , 6 5 9
	商業の振興	7	5 7 , 0 9 6
計画の推進	総合計画に基づく行政の推進	1	6 , 8 4 0
	行財政改革の推進	0	0
合計		2 7 5	1 , 7 1 3 , 6 5 3

「雲南市補助金等の見直し指針」の概要

1．見直しにおける重点項目

- 行政関与のあり方からの見直し
- 市町村合併による不均衡是正
- 財政計画との整合性
- 他団体との格差についての検証
- 補助金の交付決定・評価方法のルール化
- 情報公開及び審査機関の設置

2．事務的な実施内容

- 「補助金等調査票」と「補助金評価シート」を作成
- 「補助金評価シート」の施策枠配分方式予算への反映
- 補助金に係る予算配分は基本施策の中で検討及び調整
- 補助金交付要綱等の整備
 - 見直しの視点及び補助金交付基準による制度改正
 - 未整備のものは平成 18 年度中に整備
 - 整備済みのものは平成 19 年度中に見直し
 - 補助金交付要綱等の期限は 3 年とする

3．補助金交付基準（詳細は本文参照）

- 基本的な基準
- 行政関与の基準
- 事業の収益性の基準
- 受益者範囲の基準
- 政策的関与の基準

4．将来における補助金のあり方

市民参加による補助金制度と情報公開の実現に向け、市民との協議により早期に仕組みづくりを行う。

- （案）補助金の新設（計画）
 - 住民周知と制度実施（実行）
 - 補助金の評価（評価）
 - 補助金の見直し（改善）